

不利益処分の処分基準

処 分 名		療養に関する指示に従わない場合の給付制限		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 62 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	1 被保険者が正当な理由なしに療養に関する指示に従わないとき。 ○同法第 62 条 療養の給付等の一部を行わないことができる。 ◎医師の療養上の指示に、正当な理由なしに従わない場合には、治療の効果が減殺され、結果的には給付費の増大を招くことになり、保険給付の制限をもって対抗することになる。		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				